

上尾市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項の規定により上尾市長から住民監査請求に基づく勧告に係る措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

令和元年 10 月 1 日

上尾市監査委員 小 林 二三男

上尾市監査委員 矢 部 勝 巳

住民監査請求に基づく勧告に係る措置の実施について

地方自治法第242条第9項の規定により上尾市長から令和元年9月27日付けで住民監査請求に基づく勧告に係る措置を下記のとおり講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を通知します。

記

1 勧告年月日

令和元年8月28日

2 勧告内容

(1) 市長及び関係職員に対して、市が本件工事費用を支出した日から地権者が工事費用相当額として市に納付した日までの間に生じた遅延損害金69,810円を市に返還するよう措置を講ずること。

(2) 勧告の日から1か月以内に措置を講ずるとともに、地方自治法第242条第9項に定めるところにより、その措置について監査委員に通知されたい。

3 措置年月日

令和元年9月20日

4 措置内容

令和元年9月18日付け上道第348号により、関係職員である元都市整備部長及び元道路課長に対して、市が本件工事費用を支出した日から地権者が工事費用相当額として市に納付した日までの間に生じた遅延損害金69,810円を市に返還するよう請求した。

なお、当該遅延損害金について、同月20日に納付を確認した。